

令和8年3月24日

県立学校に入学・進学予定の児童生徒の保護者 様

高知県教育長

令和8年度「高知県自転車ヘルメット着用推進事業」における
自転車ヘルメット購入に係る助成について

平素は、交通安全教育にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和5年4月1日から施行されました「改正道路交通法」により、全ての自転車利用者に対して、ヘルメットの着用は努力義務となっています。また、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」においても、保護者が子どもに対して自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことなどが規定されています。さらに4月からは自転車の交通反則通告制度（通称青切符制度）が始まり、16歳以上を対象に自転車の交通違反に対して反則金が課されるなど、自転車の安全利用に関して注目が高まっています。

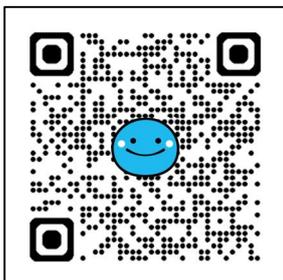
大切なお子様の生命・安全を守るため県教育委員会では「各校通学用自転車登録時に自転車ヘルメットの所有を条件とする」ことを県立学校と確認し、着用する児童生徒も増加しているところです。

あわせて、通学時の自転車ヘルメットの着用を推進することを目的に、令和8年度も引き続き、県立学校で自転車通学（部活動等での利用など学校長が自転車の利用を認めた場合を含む）をする小学生・中学生・高校生を対象に、ヘルメット購入に係る費用への助成（1人あたり2,000円を限度）を予定しています。

つきましては、改正道路交通法や条例の趣旨をご理解いただき、万が一交通事故にあったとき、お子様自身の命が守れるよう、本助成制度を活用してヘルメットを購入していただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、新入学生の場合、入学予定の各学校の合格者登校日において助成を申請していただきますと、その場で助成券が手渡され、4月1日から販売協力店舗にて、2000円の値引きでヘルメットが購入できます。

新たな生活をスタートされる新入生の皆様に、自身の安全を第一に自転車利用してもらえるよう、合格者登校日では私からのメッセージ動画を各学校で上映しております。学校で視聴できなかった際にはお手元のスマートフォン等で視聴できるよう下記の二次元コードからリンク先で公開しています。入学前にお子様と視聴いただいたうえで、自転車の交通ルールについて再度確認いただき、安全な運転を心がけるようご指導申し上げます。



【担当】

高知県教育委員会事務局

学校安全対策課 上岡、福富、西脇

TEL:088-821-4533 FAX:088-821-4546

E-mail:312301@ken.pref.kochi.lg.jp